

## 宮田村ケーブルテレビ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮田村（以下「村」という。）がケーブルテレビ「エコシティ・駒ヶ岳（以下「CEK」という。）」1チャンネルで放映する画面への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ケーブルテレビに掲載する広告は、村の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、村民に不利益を与えないものとし、当面の間村内に事業所を置く企業等の広告とし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令または条例もしくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人宣伝に類するもの。
- (4) 村が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの。
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの。
- (6) その他、ケーブルテレビに掲載する広告として村長が適当でないと認めるもの。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 文字放送広告は1枚を単位とし、公共のお知らせの後ろに掲載する。
- (2) 1週の掲載広告枚数は4枚以内とする。
- (3) 文字放送スポンサー広告は、下段1行にフォント32以下で20文字以内とする。
- (4) 文字放送スポンサー広告は、1週1企業とし10枚以上を保証枚数とする。
- (5) 映像による広告は30秒以内とし、撮影規格はCEKの規格に合わせるものとする。

(掲載料金及び納入方法)

第4条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

- (1) 文字放送 前条(1)号広告は1週4,000円とし同条(3)号広告は1週2,000円とする。
- (2) 映像広告 前条(5)号広告は1週6,000円、1月20,000円、1年150,000円とする。

2 申請者は、前条の規定による掲載決定後、7日以内に村の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(掲載申請)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という）は、宮田村ケーブルテレビ広告掲載申込書（様式第1号）に広告案を添えて村長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第6条 村長は、前条の申請書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲

載の可否を決定の上、決定通知書（様式2号）により申請者に通知しなければならない。

2 広告掲載の可否の決定は、申請者が多数の場合は、申請順とする。

3 村長は、広告案を審査した場合において、必要がある場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 広告原稿は、村の指定する方法により申請者の負担で作成し、村が指定する期日及び方法で提出する（村に作成を依頼する場合を除く）。

（申請者の責任）

第8条 掲載する広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

（広告掲載料の還付）

第10条 村の都合により広告の掲載ができなくなった場合は広告掲載料を還付する。ただし、掲載できないことによる損失は補償しない。

（広告掲載の取消し）

第11条 村長は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合。
- (3) 掲載決定後、第2条(1)号から(6)に該当する事実が明らかになった場合。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附 則

こ要綱は、平成17年4月1日から施行する。

文字放送広告イメージ

<b>広告掲載のページ</b>
〇〇記念セール
月日
商品20%OFF
××商店

文字放送スポンサー広告イメージ

△△課から村のみなさんへ
★★の開催について
日時
場所
提供 -〇〇〇〇〇の■■工業-

様式1号（第5条関係）

年 月 日

宮田村ケーブルテレビ広告掲載申込書

宮田村長 様

申 込 者  
住所（所在地） 宮田村  
氏名（名 称） 印  
担当者名  
電話番号  
FAX 番号

宮田村ケーブルテレビに広告を掲載したいので、宮田村ケーブルテレビ広告掲載取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1、希望広告 ① 文字放送広告（第3条（1）広告）  
② 文字放送スポンサー広告（第3条（3）広告）  
③ 映像広告（第3条（5）広告）

2、広告掲載希望 年 月 日～ 年 月 日までの 週間

3、掲載希望広告案（添付）